

意見の要旨と検討委員会の考え方（案）

○ 中間報告に対するパブリックコメントの結果

1 制度全体について

【中間報告の主旨に沿った意見 1件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 1件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
1	今後とも「福岡県森林環境税」による森林整備の取組を継続してほしい。	中間報告において、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、国の森林環境譲与税も効果的に活用しながら、森林保全のための施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。

2 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

(1) 荒廃森林の整備

【中間報告に沿った意見 14件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 14件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
2	切り捨て間伐は次回の間伐・搬出が難しくなるようなので、切り捨て間伐ではなく、なるべく搬出できるようにしてほしい。	荒廃森林整備事業では、間伐後に伐採木による林床被覆率が高い場合は、原則伐採材を搬出することとしています。また、伐採木をバイオマスエネルギーとして利用する場合なども搬出することができるものとしています。 現地の状況や必要に応じて、搬出していただきたいと考えます。
3	荒廃森林整備事業で伐採され、林地に残った木材の有効活用について検討してほしい。	荒廃森林整備事業では、間伐後に伐採木による林床被覆率が高い場合は、原則伐採材を搬出することとしています。また、伐採木をバイオマスエネルギーとして利用する場合なども搬出することができるものとしています。 現地の状況や必要に応じて、搬出していただきたいと考えます。 また、中間報告では新たに「筋工」を工種に追加することとしており、今後は、さらに林地残材の有効活用が図られることが想定されます。
4	災害に強い森林づくりを行うため、どこでもスギ・ヒノキの植栽を行うのではなく、雑木が生育しなければならない山林に対しては、雑木の植栽をしてほしい。	荒廃森林整備事業では、森林の荒廃の未然防止等のため、植栽の必要があると認められる場合の樹種には、広葉樹を選定することとしています。 また、中間報告では、将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要であり、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置することとしています。
5	経営が困難な森林とは言え、間伐や主伐により木材生産が行われることが期待される。 強度間伐の手法については、生育状況や地形を考慮し、間伐率や間伐回数等多様な選択肢があるとよいと思う。	福岡県環境税第Ⅱ期事業では今後荒廃の恐れのある森林(約1万ha)を対象として、荒廃の未然防止に取り組んでいるところであり、木材生産が期待される森林は事業の対象とはしていません。 なお、間伐率は、現地調査を実施し、樹種、成立本数、樹高等の対象森林の状況を総合的に判断して決定することとしています。 また、間伐回数についても、必要に応じ2回に分けて強度間伐を実施することが可能としています。

6	「新たな施策」として「筋工」とあるが、詳しく知りたい。	<p>現行の荒廃森林整備事業では、山地崩壊の起点となりやすい谷部に、「簡易木柵工」を設置しています。</p> <p>中間報告では、将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要であり、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置することとしています。</p> <p>なお、筋工の設置にあたっては、地表流を抑制するため、単に伐採木を横倒しするだけではなく、枝条等で地表との隙間を埋めることが重要です。</p>
7	第Ⅱ期で植栽事業を追加したことにより未植栽地の減少につながったと思うが、ha本数2,000本が主流の中、3,000本は多すぎると思う。	<p>植栽本数については、森林法に基づき策定されている「地域森林計画」等において、クヌギは2,000本/ha以上、その他広葉樹は、3,000本/ha程度（センダン400本/haを下限とすることができる）を基礎として、既往の植栽本数を勘定して定めるものと方針が示されています。</p> <p>このため、森林環境税を活用して実施する植栽についても当該計画に準拠する範囲で行うべきと考えます。</p>
8	今後、第Ⅰ期で森林整備をした箇所の森林整備をできるようにしてほしい。	<p>福岡県森林環境税の第Ⅰ事業では、県民の理解と協力のもとに負担していただいた税を財源とし、森林が持つ公益的機能が低下し、土砂災害等の発生が懸念される荒廃した森林を緊急に再生したものです。</p> <p>このため、本来、所有者の責務によって保全すべきである再生後の森林の維持に同税を充てることは困難であると考えます。</p> <p>第Ⅰ期事業の実施箇所については、所有境界が明らかとなり、作業路も整備されたことで管理がしやすくなっていることから、所有者に国庫事業等を活用し、整備を行っていただきたいと考えます。</p>
9	森林環境税導入当初に森林整備を実施した箇所の中で、再び森林の公益的機能が失われつつある箇所があるので、再整備をできるようにしてほしい。	同上
10	一度施業した若齢林については、かなり密集が進んでいるため、2回目の施業をできるようにしてほしい。	同上
11	荒廃森林整備事業の継続と第Ⅰ期事業箇所の更なる強化が望ましいと思う。	同上

12	平成20年度から実施している林分等の再調査、整備を実施できないか。	<p>福岡県森林環境税の第Ⅰ事業では、県民の理解と協力のもとに負担していただいた税を財源とし、森林が持つ公益的機能が低下し、土砂災害等の発生が懸念される荒廃した森林を緊急に再生したものです。</p> <p>このため、本来、所有者の責務によって保全すべきである再生後の森林の維持に同税を充てることは困難であると考えます。</p> <p>第Ⅰ期事業の実施箇所については、所有境界が明らかとなり、作業路も整備されたことで管理がしやすくなっていることから、所有者に国庫事業等を活用し、整備を行っていただきたいと考えます。</p>
13	第Ⅰ期の初期に手入れをされた森林の調査を実施していただき、必要があれば、強度間伐を行い、搬出が可能であれば、搬出した木材の利用促進をお願いしたい。	同上
14	作業道の作設について、メニューを拡充してほしい。	<p>荒廃森林整備事業における作業路については、伐採材の搬出や必要な機材等の搬入のために作設することができることとしています。</p> <p>ただし、当事業は県民の理解と協力のもとに負担していただいた税を財源としており、効果的・効率的な事業の実施が求められることや、経営の成り立たない人工林の自然林への誘導が目的であることを鑑みると、作業路開設については、必要最低限の規格により作設すべきと考えます。</p>
15	<p>植栽時にシカ食害対策として設置した単木保護資材（ヘキサチューブ）の撤去費用を考慮していただきたい。</p> <p>併せて、環境配慮商品を使用できるよう検討していただきたい。</p>	<p>荒廃森林整備事業では、一部必要な箇所については広葉樹植栽、下刈の支援を行っていますが、単木保護資材の撤去も含めたその後の管理は森林所有者等において行って頂くべきものと考えております。</p> <p>また、環境配慮商品については、有効である一方、資材費が嵩むものとなっています。県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があり、その仕様については、必要最低限の対応とならざるを得ないと考えます。</p>

【森林環境税の主旨に馴染まないと考えられる意見 3件】

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
16	<p>1. 強度間伐後の主伐を考慮し、もっと高規格の作業道（幅員3.0m）の開設を認めてほしい。</p> <p>2. シカ食害対策で単木保護資材（ハイトシェルター）を使用しているので、今後10～15年後に撤去する際の事業を追加してほしい。</p> <p>3. 特定調査を令和6年以降も出来るようにしてほしい。今後も森林環境税を継続していただきたい。</p>	<p>1. 荒廃森林整備事業では、所有者等による整備が困難で、今後林業経営が見込まれない森林において行うこととしており、経営を主眼に置いた高規格の作業道の開設は本事業の趣旨に沿わないものと考えます。 当該作業道の開設については、森林所有者等により、国庫事業等を活用した整備を行っていただきたいと考えます。</p> <p>2. 荒廃森林整備事業では、一部必要な箇所については広葉樹植栽、下刈の支援を行っていますが、単木保護資材の撤去も含めたその後の管理は森林所有者等において行って頂くべきものと考えております。</p> <p>3. 強度間伐を2回に分けて実施する場合、1回目と2回目の間伐は、林内の急激な環境変化を緩和するため、適切な間隔を空ける必要があることを踏まえると、対象森林の特定は早期に、遅くとも6年度までに終了させるべきではないかと考えます。</p>
17	<p>経営困難な森林だけではなく、経営が可能な森林における「環境保全型林業」への支援を行ってはどうか。</p>	<p>福岡県森林環境税事業は、荒廃森林の再生等を図る施策を実施するため、県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があり、荒廃森林の整備については、経営が困難な森林に絞って施策を展開しているところです。 林業経営が可能な森林については、森林所有者等により、国庫事業等を活用した整備を行っていただきたいと考えます。</p>
18	<p>幼齢林の整備メニューを拡充してほしい。</p>	<p>福岡県森林環境税第Ⅱ期事業では、今後荒廃の恐れのある森林（約1万ha）を対象として、荒廃の未然防止に取り組んでいるところであります。 幼齢林については近年再造林等の施策が行われた森林であり、現段階で荒廃の恐れがあるとは言えないため、本事業の対象にはならないと考えます。 幼齢林の整備については、森林所有者等により、国庫事業等を活用した整備を行っていただきたいと考えます。</p>

(2) 間伐実施体制の構築

【中間報告の主旨に沿った意見 3件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 3件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
19	<p>自伐林家の育成を今後一層進めてもらいたい。 また、活動の現場を筑後川の水源地である、大分県の筑後川流域に広げてもらいたい。</p>	<p>中間報告において、「平成30年度から令和2年度の3年間で、27名の自伐林家を育成した」との成果を示した上で、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、現在の施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。 なお、森林環境税は荒廃した森林等の再生を図る施策に要する費用に充てるため、県民に負担を求めているものであり、県内を中心に活動していただく自伐林家の育成を行っております。</p>
20	<p>自伐林家の育成について、研修後のフォローを拡充してほしい。</p>	<p>県では、自伐林家育成研修を修了した方には、活動の足掛かりとして、地域の林家の自主的な活動グループである、林業研究グループへの加入をお勧めしています。 また、自伐林家としての定着を促すため、定期的な集合研修や、自伐林家同士の交流会を開催するなど、フォローアップを実施しているところです。</p>

21	新規参入者への研修実施は行われているが、既存の自伐林家に対してのスキルアップや資格取得のための研修機会の提供を拡充する必要がある。	県では、林業研究グループや自伐林家の方を対象に、講義や実地研修を実施している他、情報交換会を開催するなど、既存の自伐林家に対しても支援を行っています。 また、自伐林家による間伐を繰り返し実施できる体制を構築するため、林業研究グループを対象に、林業用機械の導入支援を行っております。
----	---	---

3 森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

(1) 森林づくり活動の公募

【中間報告の主旨に沿った意見 11件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 7件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
22	森林づくり活動公募事業の応募区分については、コロナ禍でSTEPを上げるのが困難な状況になっているので、要件を再検討してほしい。	森林づくり活動公募事業では、活動の規模を段階的に拡大していくため、平成30年度から年間参加予定者数に応じてSTEP1~4の4つの応募区分を設けるとともに、STEP1で補助を受けることができる期間を最大4年間に設定していました。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数を増やしていくことが困難であるため、現在はSTEP1の年数の制限を撤廃しております。
23	森林づくり活動公募事業補助金について、交付決定から実際に補助金が交付されるまで期間が空くため、その間、個人が立替払いをしている。交付方法、タイミングについて改善してほしい。	森林づくり活動公募事業では、複数回の活動がある事業計画において、そのうち1つ以上の活動が終了した場合は、概算払を請求できるものとなっております。 なお、上記を含め、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められていますので、これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
24	苗木代は金額が大きいため、森林づくり活動公募事業の対象経費の中に「緑化推進、植樹」に特化した項目をつくって、需用費ではなく「緑化推進、植樹」で計上させてほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 苗木代については需用費で計上していただき、これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。
25	森林づくり活動公募事業の対象経費の中で、「その他」とあるが、何が対象となるのか明確にしてほしい。	「その他」については、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料以外のもので、知事が必要と認める経費となっており、「その他」に計上する必要がある際に、その都度必要性を協議し、決定しております。 なお、上記を含め、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められていますので、これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。

26	<p>森林づくり活動公募事業の交付申請・実績報告書などの書類提出が煩雑である。 また、書類の提出先・問い合わせ先を本庁・農林事務所のどちらかに統一してほしい。</p>	<p>森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 交付申請・実績報告等の書類は、補助金の適正化と使途の透明性を図るため、これらの規定で定められた必要な手続きとなっております。また、書類の提出先、問合せ先については、事業を適切に遂行するため業務の分担を行っております。 これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。</p>
27	<p>森林づくり活動公募事業の対象経費となる領収書の有効年月日について、交付決定日以降ではなく、事業決定通知（4月1日）以降にしてほしい。</p>	<p>森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 「事業決定」（企画書の承認）と「補助金交付決定」は異なる手続きとなっており、補助の対象は、補助金交付決定後に着手したものとなっております。 これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。</p>
28	<p>刈払い機などの耐久機器消耗品の購入を認めてほしい。 また、その際は、需用費ではなく、（需用費は苗木代等に充てるため）その他の区分で計上できるようにしてほしい。</p>	<p>森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められていますが、当該事業は単年度採択事業であるため、汎用性が高いものや、耐久性のある高額な機材の購入については、補助対象外となっております。 これらの規定に基づき適切に実施していただくよう、御理解、御協力をお願いしたいと考えます。</p>

(中間報告に沿っているものの、一部対応の検討が必要であると考えられる意見 4件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
29	森林づくり活動の継続・拡大に向けて引き続き支援をしてほしい。	中間報告においては、「森林づくり活動公募事業により、県民の森林を守り育てる気運は着実に高まっている一方、活動の継続、拡大に向けては引き続き支援が必要な状況」としております。 御意見のとおり、施策効果を持続的に発揮させていくためには、森林ボランティア団体の活動継続が不可欠であることから、各団体の活動の支援体制強化に向けた取組について、最終報告に記載すべきと考えます。
30	森林ボランティア団体は、活動資金や参加者の確保等に苦勞していることから、引き続き支援と支援の拡充をしてあげてほしい。	同上
31	森林づくり活動を実施するにあたって、もっと川上側(山林の状況、植林など)のことを教えていただき、また、関係機関との連携や情報提供・指導をしていただきたい。	同上
32	森林づくり活動公募事業の対象経費の上限(特に需用費上限80%)を上げてほしい。	森林づくり活動公募事業では、補助金事務の適正化を図るため、補助金交付要綱等が定められています。 御意見のとおり、原油価格・物価高騰などの社会経済情勢を踏まえ、対象経費(需用費)の上限については、令和5年度以降の見直しも含め検討する必要があると考えます。

(2) 森林環境教育

【中間報告の主旨に沿った意見 1件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 1件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
33	コロナ禍にも関わらず、森林環境教育を実施していただけの県と学校関係者に感謝いたします。	中間報告において、「平成30年度から令和2年度の3年間で、延べ36校の小学校に講師を派遣し、1,902人の小学生が参加した」との成果を示した上で、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、現在の施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。

(3) 情報発信

【中間報告の主旨に沿った意見 4件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 4件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
34	<p>木育を続けていくことは、林業の何十年後に生きてくると思うので、継続してほしい。</p> <p>また、林業の現状について触れる機会や、世代交代した森林所有者の山についての理解も林業従事者（労働力）を確保する上で重要である。</p>	<p>情報発信事業では、小学校への森林環境教育の講師派遣や森林づくり安全講習会の開催並びに、県ホームページや広報テレビ等の様々な媒体を通じて、森林の大切さや重要性、林業の現状についての普及啓発を行っています。</p> <p>中間報告において、「条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、今後も福岡県森林環境税を継続し、国の森林環境譲与税も効果的に活用しながら、森林保全のための施策を実施していくことが適当」との方向性を示したところです。</p>
35	<p>林業関係有識者による検証も必要ではないか。</p> <p>木材搬出後に路網が災害の原因にならないようにするため、緑化・木柵等の保護施設の施工ができないか。</p>	<p>福岡県森林環境税検討委員会では、林業関係者が委員に就任しており、林業の視点での検証も行っているところです。</p> <p>また、荒廃森林整備事業では、森林の荒廃の未然防止等のため、植栽の必要があると認められる場合の樹種には、広葉樹を選定することとしています。</p> <p>なお、中間報告では、将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要であり、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置することとしています。</p>
36	<p>県民による理解や透明性を高めるため、福岡県森林環境税検討委員会における委員からの質疑・意見、県からの説明の内容など議事要旨を県ホームページに掲載してほしい。</p>	<p>福岡県森林環境税検討委員会は、福岡県森林環境税による事業の内容を明らかにし、その透明性を確保するため設置されておりますが、その審議内容には、福岡県情報公開条例第7条に定める非開示情報（個人情報や、公にすることにより率直な意見交換・意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるものなど）が含まれています。</p> <p>このため、委員会における審議内容等については、「福岡県森林環境税検討委員会の公開に関する要領」において、議事録の概要である「委員長まとめ」と会議資料のみ公表することとされておりますので、御理解願います。</p>
37	<p>森林環境税検討委員会に森林林業、環境や生態系に関する有識者をもっと入れるべきではないか。</p>	<p>森林環境税検討委員会では、森林保全や環境保全の学識経験者、農林水産業関係団体の代表者、市町村の他に、経済団体や消費者団体などの様々な分野から合計12名が委員として就任し、それぞれの専門の立場から議論を行っているところです。</p>

4 その他

【中間報告の主旨に沿った意見 1件】

(中間報告に沿っていると考えられる意見 1件)

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
38	<p>「SDGs（17の目標）」で13.15を上げられています が、6.を上げるべきだと思います。</p>	<p>御意見のとおり、森林・林業に関連する目標としては、「6.安全な水とトイレを世界中に」も該当するものと考えます。</p> <p>このため、最終報告では、一部記載を修正することとしています。</p>

【一般対策で対応済であると考えられる意見 6件】

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
39	<p>中間報告書の中に第Ⅰ期のデータが示されていない。 シカ激害地域とシカのいない地域の事業評価を実施し、シカ頭数の適正管理をしてほしい。</p>	<p>今回の中間検証は、第Ⅱ期の条例執行状況等を検証するものであるため、中間報告への第Ⅰ期のデータの記載は省略しております。 なお、第Ⅰ期の検証結果については、別途公表しております。 また、シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡県特定鳥獣管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えます。</p>
40	<p>森林を守るためにシカの頭数制限の対策が必要ではないか。</p>	<p>シカを含めた獣害対策については、県が策定した「福岡県特定鳥獣管理計画」に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金等が活用され、取り組まれていると考えます。</p>
41	<p>林業を専業とする方以外への支援が手厚い一方で、森林組合、民間事業者等の県の林業を第一線で支える層、集約化や現場管理の要となる者に対する支援が手薄ではないか。</p>	<p>福岡県森林環境税事業は、荒廃森林の再生等を図る施策を実施するため、県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 林業を専業とする林業労働力に対しては、緑の雇用事業や森林・林業担い手総合対策事業、林業労働力確保総合対策事業により段階的・体系的に確保・育成が行われていると考えます。 また、集約化や現場管理の要となる人材の育成につきましても、森林・林業担い手総合対策事業等により取り組まれていると考えます。</p>
42	<p>林業従事者に対する担い手対策の拡充と林業事業者の担い手対策、安全対策に係る助成事業の創設をお願いしたい。</p>	<p>福岡県森林環境税事業は、荒廃森林の再生等を図る施策を実施するため、県民に広く公平に負担を求めていることから、効果的・効率的に事業を実施していく必要があります。 林業従事者に対する担い手対策や林業事業者の担い手対策については、森林・林業担い手総合対策事業や林業労働力確保総合対策事業で取り組まれていると考えます。</p>
43	<p>荒廃している、または荒廃の恐れのある人工林に隣接する放置竹林については、福岡県森林環境税で整備してもよいのではないかと。</p>	<p>竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれているほか、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税を活用することも可能と考えます。 なお、荒廃の恐れのある森林に侵入した竹の除去については現行の荒廃森林整備事業でも実施しており、引き続き行う必要があると考えます。</p>
44	<p>侵入竹除伐の歩掛の見直し、及び除伐以外の竹に対する施策を検討していただきたい。</p>	<p>竹林対策については、造林補助事業や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等で取り組まれているほか、令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税を活用することも可能と考えます。 また、荒廃の恐れのある森林に侵入した竹の除去については現行の荒廃森林整備事業でも実施しており、引き続き行う必要があると考えます。 なお、侵入竹除伐の歩掛については、造林事業等と同様、国が定める歩掛を根拠としており、見直しは困難であると考えますので、ご理解願います。</p>

【森林環境税の主旨に馴染まないと考えられる意見 2件】

No	意見の要旨	検討委員会の考え方
45	<p>土地（山林等々）が荒れ放題とならないよう、戦前の旧戸籍法による家督相続制度を見直し、長年管理及び納税している人に名義人登記されるような制度を設立すべきと考える。</p>	<p>平成31年4月に創設された「森林経営管理制度」では、森林所有者に適切な経営管理を促すための責務が明確化されたとともに、森林所有者への意向調査の結果、所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、市町村が委託を受け、林業経営者に再委託するなどの仕組みが構築されました。</p> <p>県において、市町村がこの制度を円滑に進められるよう、指導・助言を行っているものと考えます。</p>
46	<p>「森林環境税と森林環境譲与税を効果的に活用」とあるが、譲与税の活用方法として、荒廃森林整備事業にどう利用できるのか。</p>	<p>福岡県森林環境税は、荒廃した森林の再生等を図る施策、森林環境譲与税は、県税の対象とならない森林の整備や人材育成、公共施設の木質化というように役割を明確に分けて、それぞれの税を効果的に活用することとしています。</p>